

滑川町町制施行40周年記念事業 古(いにしえ)写真募集要項

1 趣旨

本町は、昭和59年11月3日に滑川村から滑川町となり、本年で町制施行40年を迎えることから、本町の過去を振り返る写真展を開催し、当時の人々の暮らしや街の様子などの貴重な歴史・文化を未来に向けて後世に伝えます。

2 応募写真の要件

- ①滑川町内（旧滑川村、福田村、宮前村を含む）で撮影されたもの
- ②明治から平成15年頃までに撮影されたもの
- ③当時の風景、街並み、まつりなどの行事、生活の様子が読み取れるもの

3 応募資格

どなたでも応募できます。

4 募集期間

令和6年7月31日（水曜日）まで（当日消印有効）

5 利用目的

町制施行40周年記念事業の一環として開催する写真展で使用するほか、町広報紙への掲載や滑川町町制施行40周年記念滑川町勢要覧への掲載など、町の共有財産として利用します。

6 応募方法

応募写真は次のいずれかの方法で提出して下さい。

(1) 窓口を持参する場合

応募用紙と写真を滑川町役場総務政策課秘書広報担当に提出してください。写真は原本（複写したものも可。なるべく光沢紙に印刷したものとしてください。）または写真が格納されたCD、SDカード等の電子記憶媒体（以下「電子記憶媒体」という。）で提出してください。

※ネガやポジフィルムは受け付けていません。

(2) 郵送の場合

応募用紙と写真を次の宛先に送付してください。

〒355-8585

埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1

滑川町役場 総務政策課 秘書広報担当 宛

封筒に「古写真応募」と明記してください。

写真は原本（複写したものも可。なるべく光沢紙に印刷したものとしてください。）を送る場合は写真を折り曲げないようにご注意ください。または、電子記憶媒体で提出してください。

※ネガやポジフィルムは受け付けていません。

(3) 電子申請の場合

滑川町電子申請・届出サービスの滑川町町制施行40周年記念事業古(いにしえ)写真募集応募フォーム

https://apply.e-tumo.jp/town-namegawa-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=71729から必要事項を入力して応募してください。1回に送付する添付ファイルのデータの総容量は20MB以内とします。

7 掲載、展示の対象外とする写真

- ・町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるもの、貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの、政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの、社会問題等についての主義主張に関するもの、人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの、誇大、虚偽又は誤認等のおそれのあるもの、青少年の健全育成にとって有害であるもの又はおそれのあるもの、またそのおそれがあると町が判断するもの。
- ・募集対象外の写真や指定したデータ形式やサイズ以外のもの。
- ・その他、掲載が適切ではないと町長が判断したもの。

8 補足

- ・応募枚数に上限はありません。ただし、応募された全ての写真が展示できない場合があります。
- ・原本を持参される場合は、写真のサイズは原則A4版以内としてください。A4版を超える大きさの場合は事前にお問い合わせください。
- ・応募いただいた写真は後日郵送にて返却いたします（返却予定日：令和7年1月から順次返却）。窓口にて電子記憶媒体の提出があった場合はその場で返却いたします。
- ・返却は応募用紙に記載の住所に返却いたします。住所の誤り等により返却できない場合は、令和7年5月31日まで保管しその後処分します。令和7年5月31日までに返却されない場合には、お手数ですが担当までご連絡ください。
- ・紛失防止のため応募される写真の裏面には住所と氏名を記載してください。直接記入できない場合は付箋等を使用していただいても構いません。
- ・郵送及び電子申請の場合は、町ホームページより応募用紙をダウンロードしてください。
- ・町制施行40周年記念事業の一環として開催する写真展において、氏名の掲載可否を記入してください。写真展以外での使用の際には、氏名の公表はしません。
- ・応募に関する個人情報、本事業以外の目的には使用しません。

9 注意事項

応募者は、以下の内容に同意の上、応募してください。応募された場合は、募集要項に同意したものとみなし、未成年の応募については保護者の同意があったものとします。

- (1) 応募写真は、第三者が有する著作権等の権利を侵害しないものに限りします。
- (2) 応募写真に関し、第三者との間で著作権その他の権利上の問題が生じた場合は、町は一切責任を負わないものとし、全て応募者の責任において対応することとします。
- (3) 写真の使用にあたって、画像のサイズや色調補正を行う場合があります。
- (4) 応募者は、応募写真が第三者のいかなる権利（プライバシー、肖像権、知的財産権を含む。）も侵害するものではないことを保証し、万一、第三者から権利侵害・損害賠償請求等の訴訟・異議申し立てがあった場合は、町は一切責任を負わず、応募者がその責任と費用負担で全て処理解決することとします。また、それにより町に損害が発生した場合は、その損害を応募者が負うものとします。
- (5) 応募された写真の内容によっては、公開できないという理由でお預かりできないと判断する場合があります。
- (6) 応募された写真に対しての褒賞等はありません。
- (7) 応募者の個人情報、滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に基づき適切に管理し、作品の審査及び発表に限り使用します。
- (8) 本要綱に定めのない事項については、町の判断により決定します。

10 問合せ先

埼玉県滑川町役場
総務政策課 秘書広報担当
電話 0493-56-2211